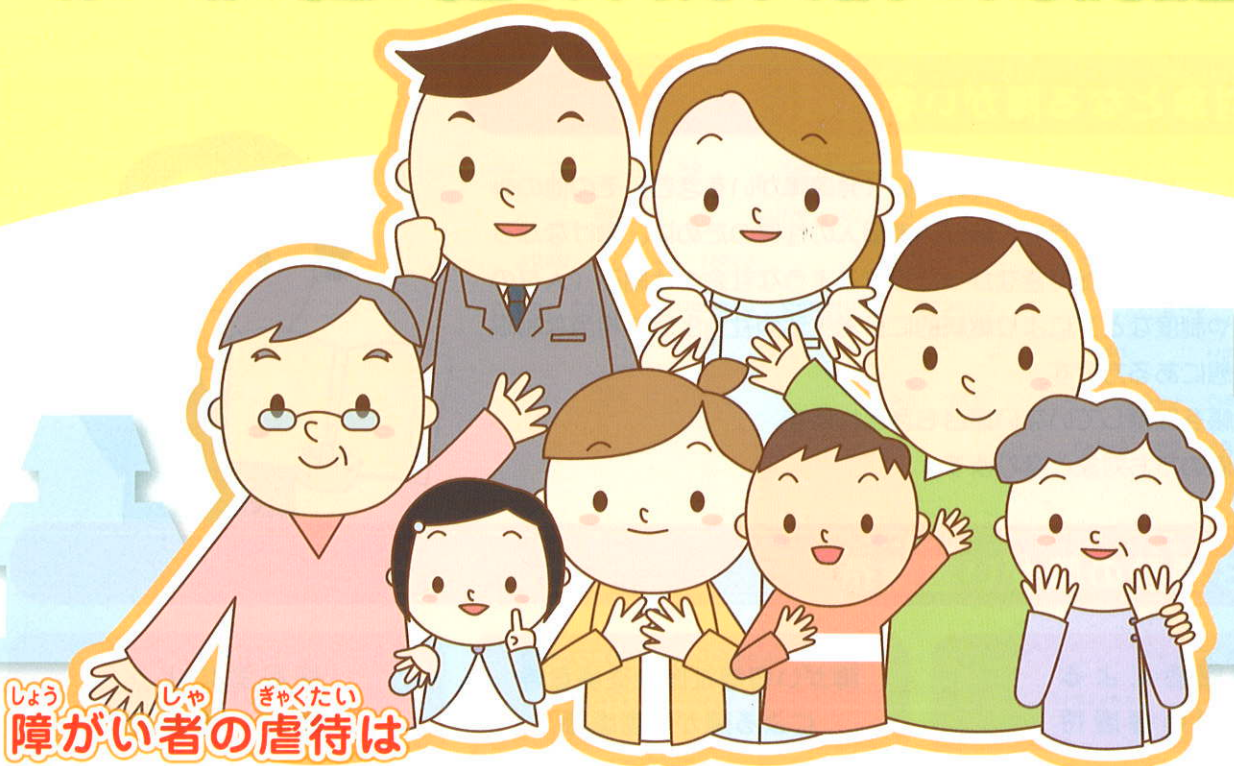


しょう 障がしい者虐待の ぼう 防止に向けて

じょう しょう せんげん せんちよう あんしん く ちいき めざ
 ~障がしい者の尊厳が尊重され、安心して暮らせる地域を目指して~



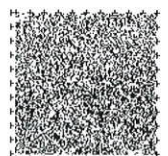
しょう しょう ぎやくたい 障がしい者の虐待は

- しょう しょうぎやくたい お みちか もんだい
障がしい者虐待はどこでも起こりうる身近な問題です。
- ぎやくたい おこな ひと ぎやくたい にんしき ばあい
虐待を行っている人に、虐待をしているという認識がない場合もあります。
- しょう しょう じしん ぎやくたい にんしき ひ がい うた ばあい
障がしい者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合もあります。

しょうがしいしゃぎやくたいぼう し ぼう し ■ 『障害者虐待防止法』を知っていますか？

しょうがしい しゃ たい ぎやくたい しょう しゃ せんげん がい しょう しゃ じりつ しゃ
 障がしい者に対する虐待は、障がしい者の尊厳を害するものであり、障がしい者の自立や社
 かいさん か さん
 会参加を妨げます。

しょうがしいしゃぎやくたいぼう し ぼう し しょうがしい しゃ たい ぎやくたい きんし くになど せきむ ぎやくたい う しょう
 障害者虐待防止法では、障がしい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障
 がい者の保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定め
 ることにより、しょうがしい しゃ けんり りえき ようご たす しょうがしい しゃ じりつ しゃ
 障がしい者の権利・利益の擁護への助けとなることを目的としています。



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう

障害者虐待防止法とは？

障がい者の尊厳を守る法律

障がい者の「虐待の予防と早期発見」、「虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援」及び「養護者に対する支援」を講じるための法律です。正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

障がい者の尊厳が尊重され、安心して暮らせる地域を目指して、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障がい者とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能が障がいがある方で、障がい者個人の性質のために、働けなかったり、様々な活動に参加できなかったりするような社会の仕組み（人々の偏見、建物や制度など）により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。

※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

※18歳未満の方も対象となります。



3種類の障がい者虐待

養護者による障がい者虐待

身近の世話や金銭の管理などを
行っている障がい者の家族、親
族、同居人などによる虐待です。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福
祉サービス事業所などで働いて
いる職員による虐待です。

使用者による障がい者虐待

障がい者を雇って働かせ
ている事業主などによる虐
待です。

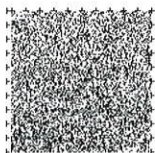
■ 虐待に気づいたらすみやかに市町村の担当窓口へ通報してください

※このパンフレットの裏面に連絡先を掲載しています。

通報者や届出者の情報は守られます

虐待の通報者や届出者を特定する情報は慎重に取り扱われ、市町村の職員には守秘義務が課せられています。

また、施設や職場の職員が通報者の場合、通報等を理由に、解雇やその他不利益な取り扱いをすることが禁じられています。



こんなことが虐待に！

～内容と具体例～

障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重複している場合もあります。

身体的虐待

● 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えたり、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

具体的な例

・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、必要性のない投薬により動きを抑制、部屋に閉じ込めるなど）

性的虐待

● 性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

具体的な例

・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスをする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる

心理的虐待

● 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

具体的な例

・「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する

放棄・放任（ネグレクト）

● 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせず、心身の状態を悪化させる。

具体的な例

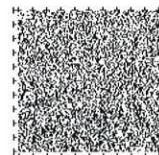
・食事や水分を十分に与えない・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・必要な福祉サービスを受けさせない

経済的虐待

● 本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賞金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

具体的な例

・年金や賞金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない



しょう しゅ ぎゃくだい つうほう とどけ で し えん そうだん
 障がい者の虐待にかかわる通報、届出、支援の相談は、
 かく しちょうそん しょう しゅぎゃくだいぼうし れんらく
 各市町村の「障がい者虐待防止センター」に連絡してください。

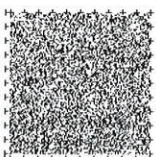
■ つうほう とどけ で ひと しょうぼう まも とくめい けつこう
 通報や届出をした人の情報は守られます。匿名でも結構です。

し ちょうそんしょう しゅぎゃくだいぼうし まどくち
 市町村障がい者虐待防止センター窓口

まどくち 窓口	でんわばんごう 電話番号	じかん 時間	さ き じかん い がい れんらくさき 左記時間以外の連絡先
とっとりしゅう ふうしか 鳥取市障がい福祉課	0857-20-3474	8:30～17:15 (平日)	0857-22-8111 (夜間・休日)
よなごしゅう しゅしえんか 米子市障がい者支援課	0859-23-5545	8:30～17:15 (平日)	0859-22-7111 (夜間・休日)
くらししゅうふうしか 倉吉市福祉課	0858-22-2733	8:30～17:15 (平日)	0858-22-8111 (夜間・休日)
さかいみなとしふうしか 境港市福祉課	0859-47-1121	8:30～17:15 (平日)	0859-44-2111 (夜間・休日)
いわみちょうふうしか 岩美町福祉課	0857-73-1333	8:30～17:30 (平日)	0857-73-1411 (夜間・休日)
わかさちょうほうかつしえん 若桜町包括支援センター	0858-82-2209	8:30～17:15 (平日)	0858-82-2211 (夜間・休日)
ちまちょうふうしか 智頭町福祉課	0858-75-4103	8:30～17:15 (平日)	0858-75-4103 (夜間・休日)
やすちょうほけんか 八頭町保健課	0858-72-3566	8:30～17:15 (平日)	0858-76-0201 (夜間・休日)
みささちょうけんこうふうしか 三朝町健康福祉課	0858-43-3520	8:30～17:15 (平日)	0858-43-1111 (夜間・休日)
ゆりはまちょうそうごうふうしか 湯梨浜町総合福祉課	0858-35-5374	8:30～17:15 (平日)	0858-35-5374 (夜間・休日)
ことうらちょうふうしか 琴浦町福祉課	0858-52-1706	8:30～17:15 (平日)	0858-52-2111 (夜間・休日)
ほくえいちょうふうしか 北栄町福祉課	0858-37-5852	8:30～17:15 (平日)	0858-37-3111 (夜間・休日)
ひえづそん ふうしほけんか 日吉津村福祉保健課	0859-27-5952	8:30～17:00 (平日)	0859-27-0211 (夜間・休日)
だいせんちょうちいきほうかつしえん 大山町地域包括支援センター	0859-54-5207	8:30～17:15 (平日)	0859-54-5201 (夜間・休日)
なんぶちょうふうくしむじょ 南部町福祉事務所	0859-66-5522	8:30～17:15 (平日)	0859-66-3111 (夜間・休日)
ほうきちょうふうしか 伯耆町福祉課	0859-68-5534	8:30～17:15 (平日)	0859-68-3111 (夜間・休日)
にちなんちょうふうくしほけんか 日南町福祉保健課	0859-82-0374	8:15～17:00 (平日)	0859-82-1111 (夜間・休日)
ひのちょうけんこうふうしか 日野町健康福祉課	0859-72-0334	8:30～17:15 (平日)	0859-72-0331 (夜間・休日)
こうふちょうふうくしほけんか 江府町福祉保健課	0859-75-6111	8:30～17:15 (平日)	0859-75-2211 (夜間・休日)

けんしょう しゅけん りょうご まどくち
 県障がい者権利擁護センター窓口

まどくち 窓口	でんわばんごう 電話番号	じかん 時間	さ き じかん い がい れんらくさき 左記時間以外の連絡先
とうぶふうくしほけんむじょ 東部福祉保健事務所	0857-22-5647	8:30～17:15 (平日)	0857-26-7111 (県庁代表番号)
ちゅうぶそうごうむじょふうくしほけんきょく 中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3124	8:30～17:15 (平日)	0857-26-7111 (県庁代表番号)
せいぶそうごうむじょふうくしほけんきょく 西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9301	8:30～17:15 (平日)	0857-26-7111 (県庁代表番号)



発行 鳥取県福祉保健部障がい福祉課
 住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
 電話 0857-26-7154 ファクシミリ 0857-26-8136
 E-mail shougai-fukushi@pref.tottori.jp

